

## 「文の京」普及要綱

14文総第1601号平成14年12月11日区長決定  
改正 23文総第1348号平成24年1月19日部長決定  
改正 27文総第230号平成27年5月25日部長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、文京区基本構想（平成22年6月21日告示第58号）において規定された「文の京」の名称が文京区に帰属し、文京区を称するものとし、その名称の普及及び使用について定めることを目的とする。

### (名称の普及)

第2条 区長は、「文の京」の名称の普及に努めるものとする。

- 2 区で実施する事業、行事等には、可能な限り、「文の京」を冠するものとする。
- 3 区で使用する封筒等の事務用品、区で発行する印刷物、出版物等には、「文の京」を付するよう努めるものとする。

### (使用の承認)

第3条 区長は、「文の京」の名称の普及に有用であると認めた場合で、次に掲げるときは、その使用を承認するものとする。

- (1) 「文の京」の名称を用いた商品その他の物の提供を行うとき。
- (2) 「文の京」の名称を用いた役務の提供を行うとき。
- (3) 「文の京」の名称を用いた事業を実施するとき。
- (4) その他「文の京」の名称を用いて、不特定又は多数の者に情報を提供するとき。

### (承認の基準)

第4条 「文の京」の名称の使用承認に当たっては、次に掲げる基準によらなければならない。

#### (1) 使用する者の承認基準

- ア 区の区域内（以下「区内」という。）に在住し、在学し、又は在勤する者、区内事業者、区内法人等で区内に活動の拠点を置くもの
- イ その他区に関係を有する者で、区長が認めたもの

#### (2) 商品、役務、事業等の内容についての承認基準

- ア 区の行政の運営及び施策の推進に関する一般方針に反しないものであること。
- イ 公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれのあるものでないこと。
- ウ 宗教的又は政治的色彩を有しているものでないこと。
- エ 使用者が自己の商標の一部とするなど、独占的に使用するものでないこと。
- オ その他「文の京」の名称を用いることで区の信用や品位を損なうおそれのあるものでないこと。

#### (3) その他の承認基準

- ア 商品若しくは役務の提供者又は事業の主権者の存在が明確であること。
- イ 商品若しくは役務の提供者の提供能力又は事業の主権者の事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- ウ 商品若しくは役務の提供者又は事業の主権者が社会的に信用し得るものであること。

(承認の申請)

第5条 「文の京」の名称を使用しようとする者は、申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 使用者の存在、基礎を明らかにする書類
- (2) 役員その他関係者の住所又は身分等を明らかにする書類
- (3) 使用の目的及びその計画を明らかにする書類（収支予算書を含む。）
- (4) その他使用承認に当たって区長が必要があると認めた書類

2 前項の規定にかかわらず、区長は、「文の京」の名称を使用しようとする者に説明を求めることによって、前項各号に掲げる書類の添付に代えることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、区の後援、共催及びこれらに準じた名義又は区の紋章の使用承認を得た事業において「文の京」の名称を使用しようとするときは、本要綱による申請を要しないものとする。

(承認の通知)

第6条 区長は、第4条に規定する承認基準に照らし、「文の京」の名称の使用を承認するときは、承認通知書（別記様式第2号）を申請者に交付するとともに、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 使用承認後、使用計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- (2) 使用終了後は、その実績について報告をすること。
- (3) 承認した内容に沿った使用がなされない場合は、承認を取り消すことがあること。
- (4) その他「文の京」の名称が適正に使用されるため必要な事項

(承認の取消し)

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消すことができる。この場合において、区長は、理由を付した書面をもって行わなければならない。

- (1) 使用承認の際に付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用承認を受けたとき。
- (3) その他使用承認を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

(無断使用等に対する措置)

第8条 区長は、「文の京」の名称の無断使用等に対しては、事実関係を調査した上、使用者に対し本要綱に定める基準に沿って使用するよう求めるものとする。

2 前項の措置にもかかわらず、なお本要綱に定める手続を逸脱し、区の信用や品位を損なう等の使用に対しては、区長は、その使用者に対し文書又は口頭により警告を発し、又は商標法（昭和34年法律第127号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）等に定める法的措置を含めた対抗手段を講ずるものとする。

3 前2項の措置に際し、区長が必要があると認めたときは、関係機関に対し情報の照会、提供等を行うものとする。

(所管)

第9条 本要綱に基づく「文の京」の名称の普及及び使用に係る事務は、商品若しくは役務の提供者又は事業の主権者と最も関係の深い課において所管する。この場合において、当該課の長は、総務部総務課長に協議するものとする。

(委任)

第10条 その他本要綱に定めのない事項については、別に区長が定める。

付 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 19 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 25 日から施行する。

年 月 日

文京区長 様

住 所

使用 者 名

代表者氏名



「文の京」の名称使用について（申請）

「文の京」の名称使用について、下記のように申請いたします。

記

- 1 申請理由
- 2 使用目的
- 3 使用期間
- 4 使用内容
- 5 添付資料（使用計画書、収支予算書、過去の実績、団体規約、団体役員名簿、ポスター・パンフレット等）

文 書 番 号  
年 月 日

様

文京区長



「文の京」の名称使用について（承認）

年 月 日付けで申請のありました「文の京」の名称使用について、  
下記のとおり承認いたします。

なお、実施に当たっては、下記のことを遵守してください。

記

- 1 使用内容
- 2 使用期間
- 3 使用計画変更の届出  
使用計画に変更があった場合は、速やかに届出願います。
- 4 実績報告  
使用終了後、速やかに実績を報告してください。
- 5 未使用による承認の取消し  
承認した内容に沿った使用がなされない場合は、承認を取り消すことがあります。